

返戻金制度について

■ 返戻金制度に関する事項 ■

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月未満に本人の自己都合により退職した場合は、
受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月未満に退職した場合 | 80% |
| (2) 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合 | 50% |

なお、就職した者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の返戻金制度は適用されない。また、就職した者が、採用日以前に派遣などの形態で派遣先（求人者）において職務遂行経験があった場合であっても、上記の返戻金制度は適用されない。